

六、 遺贈の額を特
 正、 以平正の權「本村委員の半額の奨励金を支給せらるる」
 四、 遺未費典の日餘二十日以内土支給せらるる
 五、 普羅の翁前職のうよ
 S、 公村日以内日餘等支給せらるる
 I、 案議の決り答ふる細又天災此變の試付難を村業を並受
 三、 公村日以内
 二、 奨励金給出基準函達四函以内不
 一、 意圖正給送以上の答以平二回（一回給送以上）異給の

根人協同會福岡出張所

財團協同會福岡出張所

- 1、 大正十年制定の退職手當を支給すること（、、現在では會社の内状として減額支給しつあり、、）
 - 2、 退職の場合は幼年工より年数を加算すること
 - 3、 停年五十五歳なすこと
 - 七、 作業員には社宅を無料貸與し社宅を提供せざるものには住宅料拾圓支給すること
 - 八、 春秋二回會社費用にて慰安會を行ふこと
 - 九、 四大祝日並に工場記念日には酒肴料一人貳圓宛支給のこと
- 職夫に關する分
- 一、 職夫請負供給制度を撤廢し會社直備とすること
 - 二、 職夫にして六ヶ月以上勤續の者は作業員に昇格せしむること
- 三、 賃金制度